

# 科学技術システム改革専門調査会の進め方について（案）

## 1. 本専門調査会の調査・検討事項

本専門調査会において調査・検討すべき事項は、科学技術基本計画（平成13年3月30日閣議決定）第2章 の科学技術システム改革全般（評価及び生命倫理は除く）であり、基本計画における項目は以下のとおり（内容については、資料8「科学技術システム改革の主な論点」参照）。

### (1) 研究開発システムの改革

- 優れた成果を生み出す研究開発システムの構築
- 競争的な研究開発環境の整備
- 任期制の広範な普及等による人材の流動性の向上
- 若手研究者の自立性の向上
- 制度の弹力的・効果的・効率的運用
- 人材の活用と多様なキャリア・パスの開拓
- 創造的な研究開発システムの実現
- 主要な研究機関における研究開発の推進と改革
  - 大学等
  - 国立試験研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人研究機関等
  - 民間企業

### (2) 産業技術力の強化と产学研官連携の仕組みの改革

- 产学研官連携の強化のための情報流通・人材交流の仕組みの改革
- 公的研究機関から産業への技術移転の環境整備
- 公的研究機関の研究成果を活用した事業化の促進
- ハイテク・ベンチャー企業活性化のための環境整備

### (3) 地域における科学技術振興のための環境整備

- 地域における「知的クラスター」の形成
- 地域における科学技術施策の円滑な展開

### (4) 優れた科学技術関係人材の養成とそのための科学技術に関する教育の改革

- 研究者・技術者の養成と大学等の改革
- 技術者の養成・確保

### (5) 科学技術活動についての社会とのチャンネルの構築

- 科学技術に関する学習の振興
- 社会とのチャンネルの構築

### (6) 科学技術に関する倫理と社会的責任

- 研究者・技術者の倫理
- 説明責任とリスク管理

### (7) 科学技術振興のための基盤の整備

- 施設・設備の計画的・重点的整備
- 研究支援の充実
- 知的基盤の整備

知的財産権制度の充実と標準化への積極的対応  
研究情報基盤の整備  
ものづくりの基盤の整備  
学協会の活動の促進

## 2. 当面の調査・検討事項

1に掲げた事項のうち、当面（本年6月頃までの間）は、14年度予算編成における資源配分方針の策定に関するため重点分野推進戦略専門調査会と平行して検討を要すること、あるいは、基本計画において実施計画の策定が求められていることなどから、早急な検討が必要である次の事項を中心に、調査・検討を行うこととしてはどうか。

その他の事項についても、科学技術振興調整費の配分方針等との関係で必要に応じ調査・検討を行いつつ、科学技術システム改革の課題全般についての調査・検討の進め方については、本年7月頃までに、更に検討することとしてはどうか。

### (1) 施設・設備の計画的・重点的整備

大学、国立試験研究機関等の施設・設備の整備について、調査・検討を行う。

#### **【早急に調査・検討を要する理由】**

科学技術基本計画において、国立大学等の老朽化・狭隘化問題の解消に向けて、特段の予算措置を講ずるものとし、5年間に緊急に整備すべき施設を盛り込んだ施設整備計画を策定することとし、総合科学技術会議はできるだけ早く、この実施計画の提出を求めることがされている。

したがって、整備計画実施に必要な予算措置について、14年度の資源配分方針の検討の一環として検討する必要があることから、文部科学省から提出される国立大学等の施設整備計画の内容について、14年度資源配分方針策定の時期までに調査・検討を行う必要がある。

### (2) 競争的資金の拡充とその在り方

研究開発システムを改革するため、研究開発資金についての制度全般の在り方についての調査・検討を行うが、このうち重要性の高い競争的資金の拡充とその在り方の改善から調査・検討を進めていく。

#### **【早急に調査・検討を要する理由】**

科学技術基本計画において、本基本計画期間中に競争的資金の倍増を目指すとともに、競争的資金の効果を最大限發揮するため、研究者個人が評価され得るような研究費の制度・運用の改善などの改革を倍増とともに徹底するものとされている。

したがって、14年度の資源配分方針策定の時期までに、競争的資金の在り方について調査・検討し、まとめることが必要。

### (3) 人材の流動性の向上

国の研究機関等における任期制・公募制の導入について調査・検討を行う。

#### **【早急に調査・検討を要する理由】**

科学技術基本計画において、国の研究機関等は任期制及び公募の適用方針を明示した計画を作成するよう努めるものとされている。総合科学技術会議は、できるだけ早くこの実施計画の提出を求めることとされているほか、研究者の流動化などについて必要に応じ、基本的な指針を取りまとめてこととされている。

各機関が「任期制及び公募の適用方針を明示した計画」を作成するに当たって、計画の作成の仕方などについてガイドラインを示して促進を図る必要があることから、任期制等の導入計画に関する基本的指針の策定を早急に行う必要がある。

#### (4) 産学官連携

上記(1)(2)(3)の調査・検討において産学官連携についても関連して検討を行い、意見を踏まえて論点を整理して引き続き調査・検討していく。

### 3. 調査・検討の進め方

当面の調査・検討事項について、以下のとおり行うこととしてはどうか。

	全般	施設等整備	競争的資金	人材流動性	産学官連携	↑ 推進戦略調査会・評価調査会と連携↓
第1回 (4/12)	会議運営の取り決め 今後の調査・検討の方向について、フリーティスカッション	文科省よりヒアリング 関係データ説明 検討の観点案提示				
第2回 (5月上旬)		観点に基づいた検討資料を説明 これをふまえて施設整備計画について検討	現状・参考データ説明 論点を提示し検討		関連して検討	
第3回 (5月下旬)		引き続き施設整備計画について検討 国研、私学についても検討	引き続き検討	現行制度・実施状況等説明 論点を提示し検討	関連して検討	
第4回 (6月上旬)	今後の調査・検討の方向について、フリーティスカッション	(予備)	引き続き検討	指針案を提示し検討	関連して検討	
第5回 (6月下旬)		調査・検討結果のまとめ	調査・検討結果のまとめ	調査・検討結果のまとめ	論点を整理	

